

## 役員報酬規程

昭和 53 年 7 月 1 日実 施  
2012 年 4 月 1 日一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
一般社団法人 日本工作機械工業会

### (目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 18 条に基づき、本会の役員報酬に関し必要な事項を定める。

### (報 酬)

第 2 条 会務の執行に常時あたる理事（以下「常勤理事」という。）には、報酬を支給する。

2. 報酬は、本俸及び期末手当とする。

### (本 俸)

第 3 条 常勤理事の本俸月額、は、予算の範囲内で、職位に応じて 70 万円から 140 万円の間とし、会長がこれを定める。

### (本俸の支給)

第 4 条 本俸は、毎月 25 日にその月額を現金をもって本人に支給する。ただし、支給日が休日のときは、その前日に支給する。

### (報酬の日割り計算)

第 5 条 新たに常勤理事に就任した月の本俸は日割計算による。

2. 常勤理事が退職しまたは死亡したときは、その月までの本俸を支給する。

### (期末手当支給額の決定)

第 6 条 期末手当は、予算の範囲内で、会長が定める額を毎年 6 月及び 12 月の支給日において常勤理事に対し支給する。

### (その他手当)

第 7 条 本俸及び期末手当とは別に通勤手当を支給する。

## 付 則

この規定は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、2012 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正施行する。